

令和6年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約監視委員会 議事概要

開催日	令和6年6月12日（水）
場所	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部 会議室
出席委員氏名（敬称略）	委員 竹内 啓博 （公認会計士・税理士）
	委員 戎野 淑子 （立正大学経済学部教授）
	委員 田極 春美 （三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員）
	委員 前川 祐賀子 （独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構監事）
	委員 岡崎 久美子 （独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構監事）
【審議事項】 1 競争性のない随意契約 （１）令和5年度に契約締結した競争性のない随意契約の案件について （２）令和6年度に契約予定の案件で令和5年度に随意契約協議書により点検を実施した競争性のない随意契約の案件について 2 一者応札・応募の改善 （１）令和5年度に契約締結した調達案件で一者応札・応募となった案件について （２）令和5年度に契約締結した一者応札・応募となった調達案件で前回調達も一者応札・応募であった案件（2か年連続一者応札・応募案件）について （３）令和5年度に入札等を実施して令和6年度より履行開始する調達案件で一者応札・応募となった案件について （４）令和5年度に入札等を実施して令和6年度より履行開始する調達案件で前回調達も一者応札・応募であった案件（2か年連続一者応札・応募案件）について 3 調達等合理化計画 （１）令和5年度調達等合理化計画の自己評価結果案について （２）令和6年度調達等合理化計画案について	

【審議の進め方】

司会進行については、事務局から提案し、各委員了承のもと前川委員に依頼した。はじめに担当部署（経理部契約第一課。以下同じ。）から資料に基づき令和５年度の契約状況等の説明を行った後、契約事由、競争性確保の妥当性、改善方策の妥当性等について審議を行い、次に令和５年度調達等合理化計画の自己評価に係る点検、令和６年度調達等合理化計画案に係る点検を行った。

審議の内容等

【審議案件】

１ 競争性のない随意契約であった調達案件に関する点検

（１）令和５年度に契約締結済の調達案件（３６７件）

担当部署から、随意契約理由の類型に応じて、点検対象となった契約の状況、随意契約となった理由について補足資料により説明を行った。

２ 一者応札・応募であった調達案件に関する点検

（１）令和５年度に契約締結済の調達案件（３４３件）

担当部署から、調達の類型に応じて、点検対象となった調達案件の一者応札・応募等に係る改善措置の状況及び２か年連続一者応札・応募となった調達案件（１００件）について、補足資料に基づき、２か年連続一者応札・応募となった要因と改善方策について説明を行った。

３ 調達等合理化計画に関する点検

（１）令和５年度調達等合理化計画の自己評価結果に係る点検

担当部署から、同計画に係る自己評価の取組について補足資料により説明を行った。

（２）令和６年度調達等合理化計画の策定に係る点検

担当部署から、同計画に係る評価指標等について補足資料により説明を行った。

主な意見・質問及び回答

【審議事項】

- ＜意見＞
- ・ 競争性のない随意契約について、令和５年度は能登半島地震の対応という緊急性の高い、且つ予測困難な事象に伴う増加が主要因であり、機構の取り組みは適切であると評価できる。
 - ・ それぞれの案件についてしっかりと分析ができていると思った。
５年毎に契約する機械警備保安業務のように他の契約と比べ特異性のある内容のものは、誤解なく伝わるよう、例えば、別枠に５年毎の中長期的な数字を示す等、より特殊事情が理解されるようにすると良いと思う。
 - ・ 機械警備保安業務関係においては、調達の単位（県／ブロック）や手法、時期の工夫等、改善の余地があると思料される。

- ・ 契約相手方の契約期間中の倒産でやむを得ず随意契約となった案件も見受けられるが、業務の提供が確実に行われるような調達の確実性や内容の信頼性等にも目を配りつつ競争性を発揮させていくという両面に配慮し適切な履行业者の確保に努めていただきたい。
- ・ 一者応札となった理由として、地域ごとの特異性（高齢化、人材不足、倒産等）についても具体的に示せるよう情報収集・分析を行うと納得度が高まる。また、状況が伝わるよう発信していくことも大切である。
- ・ 調達等合理化計画の目標については、設定した目標に向けて努力する機構の姿勢は非常に大事。しかしながら、様々な努力の結果、経済・社会情勢等によりどうしても一者応札にならざるを得ないものもある。結果として未達となった場合はそこを明確にし、国民に分かるように伝えていくことが大事である。
- ・ 目標の見直しについては、目標達成に向け取り組みつつ、経済・社会情勢の変化等により見直しが必要と判断されたときに再検討し、しっかりとその旨が伝わるような形で示していくことが大事である。

【点検の結果】

「一者応札・応募の改善」において、委員１名から「見直しが必要」との評価があったが、全委員の確認を経て、本委員会においては「適切であると認められる」との評価とすることで承認された。

また、上記以外の審議案件について、全委員から「適切であると認められる。」との評価を得た。